インフォメーション

平成 24 年 10 月 1 日

税理士松丸会計事務所

*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報!

Tel 04-7141-5039

欠損金の繰越控除期間の延長 ⇒ 9年分の帳簿書類の保存が必要

【1】繰越控除期間の延長

平成24年4月1日以後開始する事業年度から<u>青色欠損金の繰越期間</u>が7年間から<u>9年間</u> に延長されることになりました。

この改正は、平成20年4月1日以後に終了した事業年度において生じた欠損金額から適用されます。

【2】繰越欠損金の使用制限

①中小法人等

繰越欠損金を従来通り、その事業年度の所得の金額に相当する欠損金額の控除が可能です。

②中小法人等以外

欠損金の繰越控除限度額が**繰越控除前の所得金額の 80%に制限**されることとなりました。したがって、過年度の繰越欠損金を控除した場合でも所得の20%部分に対しては 課税されることとなります。

【3】帳簿書類の保存期間

欠損金の繰越控除期間が9年とされたことに伴い、平成20年4月1日以後に終了した事業年度においては、帳簿書類の保存期間が7年間から9年間の保存に延長されました。

【4】中小法人等の範囲

- ①普通法人のうち資本金の額または出資金の額が 1 億円以下であるもの ただし、資本金の額若しくは出資金の額が 5 億円以上の法人による完全支配関係が ある法人を除きます。また、完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部
- ②公益法人等
- ③協同組合等
- ④人格のない社団等

を保有されている法人も除かれます。